

安太住第84号
令和2年7月22日

広島県知事様
(環境保全課)

安芸太田町長 橋本 博明

(仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に
対する意見について (回答)

令和2年6月22日付けで照会のありました標題のことについては、以下のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものであるとは思いつつも、本町における事業実施想定区域周辺には数多くの住居等や豊かな自然環境が存在しており、本事業による生活環境や自然環境への影響が強く懸念される。また、近年多発する豪雨、地震、台風等の自然災害に伴う被害や、工事等による急傾斜地域への振動等の影響で山崩れ等の危険性が高まることを非常に懸念している。
- (2) この点、配慮書においては様々な観点からの環境への影響評価を行っているものの、全ての調査項目において明確な根拠を示すことなく「今後の手続きにおいて以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避または低減できる可能性が高いものと評価する」と結論づけておられるのは、事業実施ありきの印象を強くするものであり、配慮書の公平性はおろか、今後の環境影響評価の内容そのものの信頼性を著しく損なうものと危惧する。
- (3) 調査を進めるにあたっては、結論ありきではなく、しっかりとした調査を行い、環境への影響を適切に評価していただき、環境影響を回避または十分な低減ができない場合には、当該地域での事業廃止も含めて計画の抜本的な見直しを行っていただきたい。

- (4) また、環境への影響評価という観点とは直接関係ないが、当町としては自然を活かした町づくりを進めようとしている矢先の計画提案ということで、環境への影響とは別の視点、当町の町づくりの方向性に適うものか否かといった観点からも事業実施の当否について検討すべきと考えている。そのため、当町としても広く町民に情報提供をしながら、意見集約を図りたいと考えるが、事業の実施主体におかれましても住民に対して、広く情報提供や十分な説明を行っていただくとともに、住民等への疑問や意見に対しては、誠意をもって対応していただきたい。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音

事業実施想定区域の近隣には集落があり、集落の前後の尾根に風力発電設備を建設予定とされているが、住居までの距離が1 km前後のものも存在し、風力発電設備の稼働に伴う騒音、超低周波音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、住居への影響について適切に調査・予測及び評価を行い、その結果を踏まえ騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うこと。

(2) 風車の影

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うこと。

(3) 水環境

計画段階環境配慮書において配慮事項に記載はないが、事業実施想定区域は広島県の重要な川である「太田川」の上流部で良好な水環境を有しており、工事等に伴い、生活用水である地下水及び表流量の減少や水質悪化が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、土砂の発生や濁水等による水環境への影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域周辺では、クマタカ等希少動物が生息しており、また、渡

り鳥であるハチクマの南下ルートとして確認されており、風力発電設備等へのバードストライク及びバッドストライクなどの影響が懸念される。

特に、事業実施想定区域の立岩山周辺には、立岩観音と呼ばれる大岩と貴重なブナ林が存在するが、当地への影響を全く回避できる計画があるのか甚だ疑問である。

また、当地はツキノワグマの生息地として考えられるが、当該地域で計画が実施されれば、住処を追われたクマが里山に下りてくることも想定されるが、こうした点は希少動物の保護とは異なった配慮が必要となると思われるが、果たして計画に盛り込まれているのかも疑問である。

改めて風力発電設備の配置等の検討にあたっては、動物・植物・生態系について、既存の調査や専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を講じ、影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うこと。

(5) 景観

本町の代表的な眺望点である「深入山」においては予測対象外とされ、島根県との県境にある「恐羅漢山」については、影響は小さいとされているが、「深入山」「恐羅漢山」は西中国山地国定公園に指定されており、本町の重要な観光資源の一つでもあり、山頂では 360 度展望でき、その大パノラマは登山者等の観光客にとっても大きな魅力となっている。

その点で、特に「恐羅漢山」からの垂直見込角 1.2 度を、圧迫感をあまり受けたくないとして影響は小さいと評価しているようでは地域の理解は得られない。

また十方山においては垂直見込角 2.5 度と眺望への支障は間違いなくあるものを、あえて影響は小さいと評価されるようでは配慮書の姿勢そのものを疑わざるを得ない。

改めて再評価を行うとともに、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、計画段階環境配慮書に記載された景観資源や主要な眺望環境に限らず、「深入山」のほか、居住地域等も追加したうえで予測を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避または極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うこと。

(6) 人と自然の触れ合いの活動の場

「深入山」や「恐羅漢山」の一部は、本町で取り組んでいる森林セラピー事業のセラピーロードに認定されており、「深入山」の麓には、グランドゴルフ場やキャンプ場、宿泊施設もあり、住民の憩いの場、都市住民との交流の場としても重要な役割を担っている。

このため、風力発電設備の位置等については慎重に検討し、これらの活動への影響に十分配慮すること。